

和歌山県有床診療所協議会会員事務局より会員の皆様へ

2023.7.3

文責：辻 興

いつも当協議会運営し際しご協力を賜り心より感謝申し上げます。

6月18日に令和5年度第1回全国有床診療所連絡協議会役員会がハイブリッド形式で開催され、WEB参加致しましたので、ご報告させていただきます。

配布資料は和協 HP 会員ページ「会員事務局発行資料」に6/24付で掲載しておりますので是非ご参照ください。

また、協議事項4に記載されておりますように、9/2～9/3に福島にて第36回全国有床診療所連絡協議会総会(福島大会)が開催されます。また総会前に同会場にて役員会が開催されますが、今回はWEB参加がなく、対面式のみでの開催と告知されております。会員事務局である外科内科辻医院では現在、留守を任せる医師がいないため、私の出席が叶いません。家内に参加させる予定でありましたが、都合がつかなくなり、無理となりました。その為、現在代わりに出席いただける方を探していますが、もし居ない場合は、手に入る資料のみのご提供となる場合が御座いますのでどうかご了承願います。もし会員の皆様で代わりに出席いただける方が御座いましたら会員事務局(電話:0739-22-0534, FAX:0739-22-0538)まで是非ご連絡願います。



令和5年度第1回全国有床診療所連絡協議会役員会

令和5年6月18日(日)13:00～15:00

於 JR博多シティ9階「会議室4」

出席者：辻 興 (WEB参加) 他40名

◎会長挨拶

議 題

(報告事項)

1. 令和4年度決算報告について(松本専務理事)……資料1. 参照

・監査報告(枝國監事)

2. 令和4年度庶務事業報告について(松本専務理事)……資料2. 参照

会員数：1975名(令和5年3月31日現在)

2063名(令和4年3月31日現在)

3. 次回診療報酬改定に向けての要望事項について(正木常任理事)……資料3. 参照

※全国からの光熱費・材料費・人件費の高騰に対応した適正水準への引き上げ要望を踏まえ

【重点項目】

- ・有床診療所入院基本料の点数引き上げ
- ・有床診療所療養病床入院基本料の点数引き上げ
- ・入院時食事療養費の引き上げ
- ・有所診療所回復期病床入院基本料の新設

4. 日医有床診療所委員会について(松本専務理事)……資料4. 参照

【次期（令和6年度）診療報酬改定に対する要望項目】

- ・「有床診療所入院基本料」及び「有床診療所療養病床入院基本料」の点数の引き上げ
- ・「入院時食事療養費」の引き上げ
- ・「有所診療所回復期病床」の新設
- ・「有床診療所入院基本料の注4・夜間緊急体制確保加算」の点数の引き上げ
- ・「医師事務作業補助体制加算」の算定要件の見直しと点数の引き上げ

【政府の少子化対策試案「出産費用を将来的に公的医療保険の適応対象とする検討】

地方では首都圏からの里帰り出産が多く割合を占めているが、首都圏の病院は分娩費用が100万円以上する「セレブ病院」が多くあり、これらの病院が出産費用が公的医療保険の適用対象となり安くなった場合、首都圏の妊婦はセレブ病院で分娩することが増え、里帰り出産が減り、地方の分娩施設では相当な経済的打撃を受けることが予想され、地方の産科有床診療所では生き残りが難しくなることが予想され、日医有床診療所委員会でもよい対応策を検討する必要がある。

【有床診療所の世界文化遺産への登録について】

徳島県 森俊明代議員代表質問

「世界に類を見ない日本固有の医療文化である有床診療所という施設形態を世界文化遺産に登録するべく、政府に強く働きかけて頂きたい。」

→日医神村常任理事答弁

「有床診療所の先生方の意気込みの表れといえる世界文化遺産のご提案は、地域医療における有床診療所の存在感をさらに高めることに繋がり、意義のあるものと考えてる。」

→広島県 松村誠代議員関連質問

「まず国内での有床診療所の医療文化を無形文化財登録に政府及び文化庁に働きかけて頂きたい」

→日医神村常任理事答弁

「文化庁あるいは世界まで視野にいと外務省等これまで日医がかかわってこなかった省庁との交渉ごとになる。知見の深い松村代議員のご助力、ご助言をいただきたい」

→広島県 松村誠代議員

「はい、どうぞよろしく願いいたします」

5. 消費税調査集計結果について(大場常任理事)……資料5. 参照

日医醜3回医療税制検討委員会（令和5年4月5日）

【日医が令和4年8月に要望した事項】

社会保険診療等にかかる消費税について、小規模医療機関等においては非課税のまま診療報酬上の補填を継続しつつ、一定規模以上の医療機関においては軽減税率による課税取引に改めることを検討する

【具体的な検討内容】

小規模医療機関とは・・・医療法上の「無床診療所」で議論が進んでいる

一定規模以上の医療機関とは・・・医療法上の「病院（20床以上）」で議論が進んでいる
その中で、有床診療所は小規模医療機関等に該当させるのか、一定規模以上の医療機関に該当させるのか、全国有床診の立場を問われた。回答として「可能であれば全国有床診の会員に意向調査を実施し、方向性を確認したい」との意見を述べた。

【全国有床診アンケート結果】

現行の非課税のまま診療報酬上の補填を継続すべき・・・40.1%

課税取引に早急に改めるべき・・・24.8%

よくわからない・・・18.7%

時間をかけて検討すべき・・・15.1%

その他・・・1.3%

【議論内容】

病床数、診療科含め有床診の形態も様々であり、アンケートのクロス集計を行い、有床診の機能別、収益別の集計も必要。

それぞれの有床診の収益状況に応じて選択制（手上げ方式）も検討。

【決定事項】

今後のクロス集計（病床別集計、収益別集計など）については、日医に委託する。

6. 厚労省訪問について(鹿子生最高顧問)……資料6. 参照

・療養病床について

【医療法上の療養病床に係る経過措置の有効期限について】

医療療養病床：原則看護配置4：1、経過措置として令和5年度末まで看護配置6：1

令和5年3月調査で対応方針が未定または状況が把握できていない5病院、73有床診療所について自治体より通知を行い、病床転換助成事業、地域医療介護総合確保基金の活用について周知を行い、令和5年4月追加調査にて引き続き状況が確認できないのは1病院、21有床診療所。

・スプリンクラー設置について

【スプリンクラー設置の経過措置は令和7年6月30日まで】

令和4年7月時点で設置済施設は62.7%、対象外16.0%、計画中5.6%、設置予定なし8.2%
一部施設ではスプリンクラーを設置せず無床化を検討していると考えられる。

7. 議連総会について(猿木副会長)……資料7. 参照

日時：6月15日(木) 10:00～

場所：衆議院第2議員会館 地下1階「第1会議室」

【有床診からの要望事項】

医療部門

(1)次期診療報酬改定要望について

- ① 基本診療料（初・再診料、入院基本料）の大幅な引上げ
- ② 入院時食事療養費の引き上げ
- ③ 有床診療所回復期病床入院基本料の新設

(2)有床診療所療養病床の看護職員配置基準について

(3)スプリンクラー問題について

介護部門

(1) 介護医療院の食事基準費用額の引上げ

(2) 介護支援専門員のダブルワーク促進を要望

(3) 一般病床からの介護医療院への転換を可能に要望

【厚労省の回答】

医療部門

(1) ①中央社会保険医療協議会（中医協）において必要な議論を行っていく。

②価格高騰重点支援地方交付金の活用を通じた医療機関への支援について積極的な活用を促して参りたい。

③ 現場の方々のお声もよく聞きながら、必要な対応を講じて参りたい。

(2) 令和6年3月末での6：1経過措置終了に向け、これらの診療所について、引き続き丁寧なフォローアップを行って参りたい。

有床診療所における療養病床から一般病床への種別変更は基準病床数よる制限対象とはなっていない。

(3) 消防法施行令改正前に設置したスプリンクラーが、改正後の新基準に満たない場合については、消防法施行令の改正により新たな設置義務が生じている為、有床診療所等スプリンクラー施設整備事業の対象となります。

介護部門

(1) 次期介護報酬改定に向け、物価の動向や介護サービス事業者の収支の状況等も注視してまいります。

(2) 居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員のダブルワークの可否についてはそれぞれの事業者において適切にご判断いただくものと考えております。

(3) 一般病床から介護医療院に転換する場合、各都道府県が計画に定めている必要入所定員総数の範囲内であることが原則となります。一般病床から介護医療院への転換意向がある場合は、各都道府県にご相談ください。

8. その他

(協議事項)

1. 令和5年度計画事業(案)について(齋藤会長)……資料8. 参照

- (1) 有床診療所経営状態の調査を行い、状況に応じ必要な支援を行う。
- (2) 地域住民のニーズに応えるべく、医学・医療の研鑽に努めると同時に、「かかりつけ医」として総合的な初期医療を実践する。
- (3) 有床診療所・地域包括ケアモデルのかかりつけ医機能を推進すべく、介護事業への参入を推進し、地域の多職種との連携に努める。有床診療所・専門医療提供モデルの活性化を図るため、各専門医会との連携を進める。
- (4) 有床診療所における働き方改革を進め、医療勤務環境を改善する。
- (5) 有床診療所における災害の発生防止と対応に十分な対策を講じる。
(スプリンクラー補助金の活用促進を図る)
- (6) 次世代を担う「若手医師の会」の活動を活性化し、支援する。
- (7) 広く全国の地域住民への理解を深めるため、「有床診療所の日」記念事業を継続し、積極的な広報活動を行う。
- (8) 一般社団法人「全国有床診療所協議会」と、任意団体「有床診療所医師連盟」の設立を目指す。

2. 法人化について(松本専務理事)……資料9. 参照

「一般社団法人全国有床診療所協議会」と政治活動のための任意団体「有床診療所医師連盟(略称:有床診医連)」の設立を目指し、有床診医連の規約(案)、一般社団法人全国有床診療所協議会の定款(案)、代議員及び予備代議員選任規定(案)、施行規則(案)等が提示された。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」は各都道府県に各都道府県有床診療所協議会を設ける。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」の設立後、現任意団体の会員は解散時に何ら意思表示することなくこの法人の会員となる。各都道府県有床診療所協議会会員もこの法人の会員となる。またA会員(病床稼働中の有床診療所の開設者、またはB会員でも申請によりA会員となることができる)とB会員(稼働中でない有床診療所の医師または本会の目的に賛同、賛助する医師をB会員とする。B会員は申請によりA会員となることができる)に分ける。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」の年会費はA会員を15000円、B会員を5000円とする。

別途、任意団体「有床診療所医師連盟(略称:有床診医連)」の会員は原則全国有床診療所協議会会員とする。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」の各都道府県有床診療所協議会から選任する代議員の数は毎年4月1日の支部会員数を代議員選任のための除数(50:4年毎に除数は見直す)で除して得た数とし、1未満の端数は切り上げる。また、予備代議員は代議員と同数未満とする。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」では、各都道府県有床診療所協議会を、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国四国、九州の7ブロックに分けてブロック協議会を開催し、各ブロック選出理事(会員150名について1人選出)及び会長指名理事(15名以内)をもって「一般社団法人全国有床診療所協議会」の理事とする。

「一般社団法人全国有床診療所協議会」の近畿ブロック協議会は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山からなる。

「有床診医連」の会費を別途5000円とすることで、両会の会費総額は変わらない予定。

現各県代表理事は「一般社団法人全国有床診療所協議会」において代議員(社員)となり、現役員会は臨時社員総会となる。

現各県代表理事は「有床診医連」において執行委員となる。

3. 有床診療所の日について(齋藤会長・平尾常任理事)……資料 10. 参照

「有床診療所の日」記念講演会

日時：令和5年12月3日(日) 13時～15時

場所：日本医師会大講堂

共催：日本医師会・全国有床診療所連絡協議会

基調講演：講師：日本医史学会副理事長 坂井建雄先生

シンポジウム：テーマ：「歴史から学ぶ有床診療所、その現在と未来を語る」

4. 第36回全国有床診療所連絡協議会総会(福島大会)について(新妻理事)……資料 11 参照

第36回全国有床診療所連絡協議会「福島大会」(対面式開催)

メインテーマ「将来を見据えた有床診療所のありかた～認知度の向上と地域医療への貢献～」

開催日：令和5年9月2日(土)・3日(日)

開催場所：奥飯坂穴原温泉 吉川屋(福島市 電話：024-542-2226)

参加申込は(株)JTB 福島支店(電話：024-523-3314)

申込ページ：<https://amarys-jtb.jp/yusho-fukushima/>

5. その他

・新潟県有床診療所協議会について(松本専務理事)

2011年～2015年までの会長であった徳永医師が訴え。2014年より活動できる施設が減少し理事会開催できず、活動停止中。2015年より会費未徴収。2023年に産科アンケート実施、主に産科有床診がお産減少により疲弊。メリットが少ないとの意見。現在協議中。再構築できるまで会費徴収停止してはとの意見多数。